

1893 年から 1897 年における嘉納治五郎の教育観に関する研究 ：高等官としての経歴に着目して

スポーツ文化研究領域

5017A018-1 木浪 龍太郎

研究指導教員：武藤 泰明 教授

【問題の所在と本研究の目的】

嘉納治五郎（以下、「嘉納」と略す）は日本における体育・スポーツの振興と発展に多大な寄与した人物としてあげられる。そのため、嘉納の思想や行動を対象にした研究は多くの蓄積があるが、その研究成果は嘉納の事績の顕彰に終始する傾向が強いことも指摘されている。嘉納研究に対する様々な問題点が指摘されていることに鑑みたとき、嘉納研究に対して求められることは、嘉納の思想や行動を批判的に検討・評価する態度であり、それはつまり、嘉納という人物をどのように捉えるのかということを改めて考えることにつながるのではないだろうか。

まず、時代背景を踏まえた嘉納の人物像の把握という点から先行研究を概観してみると、「教育者」という嘉納に対する表現は、特に高等師範学校長を務めていた時期に焦点化されている。他方で、近年、明治期における官僚制度上の文部省および文部省高等官に関する研究にいくつかの進展がみられる。こうした研究状況に鑑みたとき、官立の学校である高等師範学校や、あるいはそれを規定した文部省の社会的位置づけをふまえて、改めて「教育者」としての嘉納を捉えることには、一定の研究の意義が認められるのではないだろうか。

そこで、本研究では、1893（明治 26）年から 1897 年までにおける嘉納の教育観を明らかにすることを目的とする。特に本研究では、

嘉納が文部省内で担った職務内容や教育演説の内容等に即しながら検討を進める。

【各章概要】

本研究の検討によって得られた成果は、以下のようにまとめられる。

第 1 章では、1893（明治 26）年から 1897（明治 30）年までにおける文部省および高等師範学校の社会的位置づけを、学校制度および官僚制度の変遷をふまえて考察した。

学制が公布された 1872（明治 5）年から 1897（明治 30）年までの学校制度史を概観したところ、初等教育と高等教育の整備は特に優先的に進められていた。こうした中、特に文部省および高等師範学校は日本における学校制度の拡充を推し進める役割を担っていた。

一方で、官僚制度の変遷から職階の推移を確認すると、高等師範学校長は勅任官から奏任官の任用へと職階上の後退がみられた。さらには、1892（明治 25）年と 1893（明治 26）年にそれぞれ文部省の廃止や統合が主張されていた。

このように、文部省および高等師範学校は教育行政の視点からみると重要な位置づけがなされていたといえるが、社会的位置づけには「ゆらぎ」もうかがい知れた。

第 2 章では、1893（明治 26）年から 1897（明治 30）年までにおける文部省高等官としての嘉納がどのような人物として捉えられていたかを検討した。また、先行研究において示されていた嘉納の教育観に関する成果と当

該時期における嘉納の教育演説における内容を比較し、改めて同時期における嘉納の教育観について検討した。

1892（明治 25）年に教科書検定方針の漏洩が社会問題となっていた中で、嘉納の教科書検定への取り組みは肯定的に評価されており、そこでは嘉納が単なる官吏とは異なるという認識が看取された。また、1893（明治 26）年から 1897（明治 30）年までの嘉納による教育演説の内容からは、当該時期における嘉納の教育的関心が、普通教育に対して向けられていたことが確認できた。

これに加えて、1895（明治 28）年に「日本人種」という表現が嘉納の教育演説中に見られた。この表現は 1897（明治 30）年の演説内容にも登場している。これらの点から、1894（明治 27）年の日清戦争を契機に、「人種」という視点が、個人の形成に関する嘉納の考え方方に想起され始めたことが嘉納の教育観との関連から示唆された。

第 3 章では、1897（明治 30）年に都筑馨六が文部次官に就任することに嘉納が反対した事例について、両者の対立に關係した人物を特定し、さらには新聞・雑誌記事の内容等から具体的な対立構造を明らかにした。

その結果、嘉納が都筑の就任に反対した背景には、藩閥勢力を後ろ盾とする都筑の経歴に教育行政経験が不十分である点を問題視していたことがうかがえた。この教育行政経験の有無が文部省の適性に關係するという認識は、社会的にも受け入れられており、1897（明治 30）年の文部次官就任問題は一般行政の立場にたつ藩閥と嘉納らによる「教育行政の専門性」をめぐる対立であったといえよう。

【結論】

1893（明治 26）年に嘉納は、文部省にとつて喫緊の課題とされていた教科書検定に積極的に対処したことによって評価を得た。その評価には、嘉納を卓越したる身体を有する人物として取り上げ、文部省の官吏の中でも特異な人物として表現されていた。このような「特殊な官吏」としての嘉納像は、1897（明治 30）年に都筑馨六（以下、「都筑」と略す）の文部次官就任に反対した際に顕著になる。

高等師範学校長という奏任官の立場から、勅任官である都筑と対立することは職階上不可解であった。本研究の成果からは、嘉納個人の信念を超えた「教育行政の専門性」以外にも、「藩閥勢力」と「教育行政を担う藩閥外の文部省高等官」という対立構造が嘉納と都筑の対立からも看取された。この点において、「特殊な官吏」としての嘉納の姿が、文部省高等官として表れていたといえる。

そして、1893（明治 26）年から 1897（明治 30）年における嘉納の教育演説には、普通教育への関心が随所に見られ、先行研究において指摘されてきた嘉納の教育観の通時性が確認できた。しかし、1895（明治 27）年の嘉納の教育演説にみられた「日本人種」という表現が、さらには、1897（明治 30）年には「日本人種」と普通教育を関連付ける内容がみられた。嘉納の事績に鑑みれば、これは単なる帝国主義との思想的接近というよりも、国家という枠組みに縛られない個人の形成という着想であり、嘉納に内在するグローバルな志向性が教育と連関し表出した結果といえる。こうした点が、1893（明治 26）年から 1897（明治 30）年における嘉納の教育観の特異性といえるだろう。